

三大寺リハビリクリニック

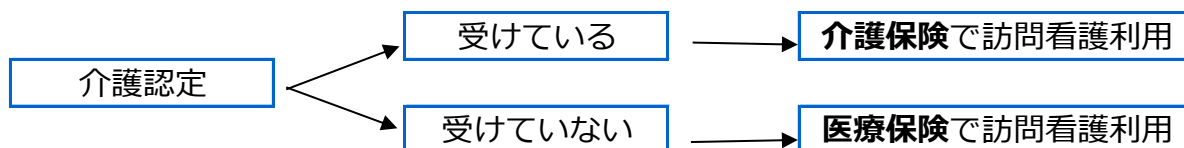
～ 訪問看護事業所 ～ Vol. 2

11月号

訪問看護の利用形態について、みなさんご存知でしょうか？
意外と知られていない訪問看護についてご紹介したいと思います。

< 訪問看護の利用形態 >

訪問看護の利用形態には「医療保険」と「介護保険」の
2つの利用形態があります。



上記のように、介護認定を受けているかどうかで利用形態が異なります。
しかし、介護保険を持っていても「医療保険」で訪問看護を利用出来る
場合があります。



介護保険でも医療保険で訪問看護が利用できる場合

- ① 厚生労働大臣が定める疾病等(※1)
- ② 特別訪問看護指示書(※2)

ただし、介護保険での訪問看護には利用制限はありませんが、医療保険での訪問看護
には「**1日1回(90分程度)、週3回まで、1ヶ所から看護師1人で**」が基本となります。

(※1)

厚生労働大臣が定める疾病等

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 末期の悪性腫瘍 ・ 多発性硬化症 ・ 重症筋無力症 ・ スモン ・ 筋萎縮性側索硬化症 ・ 脊髄小脳変性 ・ ハンチントン病 ・ 進行性筋ジストロフィー症 ・ パーキンソン病関連疾患
[進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、
パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類が
ステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度または
Ⅲ度のものに限る)] | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多系統萎縮症
[線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症
及びシャイ・ドレーガー症候群] ・ プリオン病 ・ 亜急性硬化性全脳炎 ・ ライソゾーム病 ・ 副腎白質ジストロフィー ・ 脊髄性筋萎縮症 ・ 慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ・ 後天性免疫不全症候群 ・ 頸髄損傷 ・ 人工呼吸器を使用している状態 |
|---|--|

(※2)

特別訪問看護指示書とは

訪問看護指示書が交付されている利用者で、急性増悪、終末期、退院直後などで頻回に訪問看護が
必要と判断された場合に交付される指示書です。

